

「山口県種苗に関する条例（仮称）」の概要に対する 意見の募集結果について

「山口県種苗に関する条例（仮称）」の概要に対して県民の皆様から提出されたご意見、これに対する県の考え方、及びこの度制定した「山口県種苗条例」を公表します。

1 公表する資料

山口県種苗条例

2 提出いただいた意見とそれに対する県の考え方

（1）意見の募集期間

令和4年12月16日～令和5年1月15日

（2）意見の件数

5名 52件

（3）意見の内容と県の考え方

【「山口県種苗に関する条例（仮称）」の概要に関するもの】32件

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	1 条例制定の趣旨 第3段落 「本県独自の品種開発や優良種苗の安定供給に取り組む必要」を「山口県独自の品種開発や、県内各地の土地と気候条件に合った在来品種など、山口県ならではの伝統を生かした、優良な種苗の安定供給に取り組むことが重要」に変更。	在来種については、「在来種の保存等」に関する条項を設け、在来種の生産者に対する技術的な支援、情報提供等に努めていくこととしており、記載は原案のままとします。
2	1 条例制定の趣旨 第3段落 「本県独自の品種開発や優良種苗の安定供給に取り組む必要があります。」を、「優良種苗の安定供給や本県独自の品種開発に取り組む必要があります。」に変更した方が良いのではないか。	県民の誇りとなる産地を育成するには、本県独自の品種開発や品種の選定を行ったうえで、それら品種の種苗の安定供給に取り組む必要があることから、記載は原案のままとします。
3	1 条例制定の趣旨 農産物の安定供給のために優良な品種の種苗の安定供給が欠かせないことは理解できます。しかし、県による品種開発の必要性はよくわかりません。品種開発は農産物の安定供給や品種の海外流出被害とは無関係であり、品種開発の必要性については条例制定の趣旨には記載されていません。品種開発を否定するのではありませんが、品種開発を条例に位置付ける必要は無いのではないか。	本県農業の持続的な発展を促すためには、県産農産物の競争力の強化が必要であることから、県独自の品種の開発や選定に取り組んだうえで、産地や地域ブランドを作り上げるための優良な種苗を供給する必要があります。 このため、品種開発は条例に位置付けることとします。

4	<p>1 条例制定の趣旨</p> <p>本来この様な「国産農産物の安定供給の重要性」、「国内で開発された品種の保護」は、国が対応すべきと思われます。</p> <p>それを国は主要農作物種子法を廃止し対応を放棄したと聞いております。</p> <p>当該条例制定におけるこのような経緯を、条例に明示すべきと考えます。</p>	<p>県民への農産物の安定供給に向けた取組等を進めるため、本県独自に制定する条例であり、主要農作物種子法の廃止の経緯等を明示することはしません。</p>
5	<p>2 目的及び基本理念</p> <p>「1 条例制定の趣旨」や「7 優良な品種の開発や伝統的に栽培されてきた在来種の活用」では、品種開発について記載されていますが、「2 目的及び基本理念」では記載されていません。「2 目的及び基本理念」にも品種開発に関する記述が必要ではありませんか。</p>	<p>品種開発は、目的及び基本理念を実現するための具体的な取組の一つとして位置付けており、「品種の開発等」に関する条項を設けることとしています。</p>
6	<p>3 対象とする作物や用語の定義（5）</p> <p>「原種苗 種苗生産者が奨励品種の種苗の生産を行うために必要な種苗」を、「原種苗 種苗の生産を行うために必要な種苗」に変更した方が良いのではありませんか。</p>	<p>ご意見を踏まえて、条例中の記述を「原種苗（種苗の生産を行うために必要な種苗をいう）」とします。</p>
7	<p>5 種苗の安定供給（2）ア</p> <p>「県と連携して優良な品種の種苗の供給を行う」を、「県と連携して奨励品種の種苗の供給を行う」に変更した方が良いのではありませんか。</p>	<p>ご意見を踏まえて、条例中の記述を「奨励品種の種苗の供給を行う」とします。</p>
8	<p>7 優良な品種の開発や伝統的に栽培されてきた在来種の活用</p> <p>県および国の登録品種以外の優良な在来作物については、品種特性の正確な記載や、当該品種の収集と保存・普及をはかるための県民による種子交換会への支援や、「山口県シードバンク（仮称）」等の積極的な措置を講じる。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
9	<p>条例素案 第6条</p> <p>第2項に「県内各地で少量作られてきた伝統野菜を、季節のめぐりのなかでの作りやすさ・伝統的な意味・生活環境を守ってきた位置づけなど「生物多様性」を有する文化遺産として調査し、奨励品種に準ずる位置づけをする」を追加する（資料の例：「聞き書 山口の食事」農文協）。</p> <p>※条例素案：第2回山口県種苗に関する条例制定検討会で提示したもの</p>	<p>伝統野菜については、「在来種の保存等」に関する条項を設け、引き続き、在来種の生産者に対する技術的な支援、情報提供等に努めてまいります。</p>

10	<p>7 優良な品種の開発や伝統的に栽培されてきた在来種の活用 8 知的財産権の保護等</p> <p>小規模ではあっても、在来品種をつくり続けてきた農家の知的財産権を守ることは大切だと考えます。農家が、知的財産権としての登録がないことを理由に、つくり続けられなくなることがないよう、むしろ、登録をすすめることが大切ではないでしょうか。</p>	<p>在来種については、品種登録ができません。</p>
11	<p>7 優良な品種の開発や伝統的に栽培されてきた在来種の活用（1）</p> <p>「1 条例制定の趣旨」において「品種開発に取り組む」と記載しているため、「品種の開発に努める。」を「品種の開発を行う。」に変更した方が良いのではありませんか。</p>	<p>県の施策は、社会情勢や農業を取り巻く環境等の変化に応じて展開する必要があることから、条例で品種開発を義務づけることはせず、記載は原案のままでします。</p>
12	<p>7 優良な品種の開発や伝統的に栽培されてきた在来種の活用（2）</p> <p>在来種については、全ての在来種が助言等の対象であるように記載してありますが、県が開発した品種への対応と同様の対応とすれば良いのではありませんか。具体的には、「県が今後も普及すべき優良な品種であると認めた場合に、種苗の安定供給に対して助言等を行う。」とすれば良いのではありませんか。助言等の対象となる品種を選ぶべき、助言等の内容は種苗の安定供給に限定すべき、という提案です。</p>	<p>在来種については、対象や内容を限定することなく、引き続き、技術的な支援、情報提供等に努めてまいります。</p>
13	<p>種苗の登録</p> <p>種苗の新品種の登録要件が厳しいことは周知のとおり。種苗の名称は、種苗の登録ができれば、それ以前の出願にかかる商標登録されていない名称であれば、同様に保護される。いずれも、国内だけのものであり、諸外国へも登録するとなると、膨大な手間と費用がかかるのも周知のとおり。マスコミで取り上げられる新品種の果実なども、各国の事情にもより、簡単に登録できればいいとはならない。また、登録できたとしても実効性を担保できるとは限らない。条例のように、勧奨だけであれば、なんら実効性はない。具体的に何をするのか、申し出があれば、手続き、資金を援助するのか、県の試験場などの開発にかかる種苗であるなら、的確に登録手続きをし、保</p>	<p>県が開発した品種については、「知的財産権の保護等」に関する条項を設け、適切に品種登録をした上で、知的財産権を保護するための手続きを行うこととしています。</p> <p>なお、従来からの登録例については、農林水産省品種登録ホームページで閲覧が可能です。</p>

	<p>護を図るのか明示されるべきではないか。 *従来からの登録例はあるのか、縦覧できればいい。</p>	
14	<p>条例素案 第11条 条文の追加として、新たな品種開発にあたっては、人体の安全性への確認の不十分な、遺伝子組換え技術、ゲノム編集技術等を用いない。</p>	新たな品種開発の手法について、限定することは考えていません。
15	<p>貴重な知的財産が海外に流出することを防ぐために種苗法の改正があったと聞きますが実際は既存の農家さんの生計を脅かす法改正的一面を危惧しております。 県の品種を守るために行う自家採種については特例として容認をお願い致します。 (申請の上で)助成の一部という取り扱いでいいと思います。</p>	自家採種については、種苗法に基づき適切に対応してまいります。
16	<p>条例素案 第14条 「…に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。」を「…に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずる。」に修正(財政上の保証を必ずするという意味で)。</p>	財政上の措置については、その必要性や妥当性等を検討した上で決定するものであることから、記載は原案のままとします。
17	<p>食育の中で最も大切な日本食の基盤である米、大豆、小麦、これらが守られること、また生産者の皆さまが守られる事を願います。</p>	いただいたご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
18	<p>農家が経済的にも守られること</p>	
19	<p>日本の大事なタネが外国産にならないこと、遺伝子組換えやゲノム編集作物にならないこと、そのための法整備を願います。</p>	本条例は、県民への農産物の安定供給に向けた取組等を進めるために、本県独自に制定するものであり、遺伝子組換えやゲノム編集作物の規制については考えていません。
20	<p>タネを守るために遺伝子操作された作物の栽培には特別な申請を設けること</p>	遺伝子操作された作物の栽培については、カルタヘナ法や食品衛生法、飼料安全法等の法律で規制されているため、本条例では、特別な申請を設けることは考えていません。
21	<p>国に対しては、主要農作物種子法に類する「食料の安定的な供給を維持し、新たな農産物を育成する」ための「優良な種苗の安定供給及び品種の開発と保護に関する施策を総合的かつ計画的に推</p>	本条例は、県民への農産物の安定供給に向けた取組等を進めるために、本県独自に制定するものであり、国に対して法律制定・施策実施を要請することは考えていません。

	「進する」法律制定・施策実施を要請願います。	
22	<p>「山口県種苗に関する条例（仮称）」の概要の随所に「優良な」の記述が見られます。何をもって「優良」と判断するか不明ですし、数年で「優良」の判断が変わるかもしれません。</p> <p>この様な表現は不要と思われますので、特段必要な箇所以外削除すべきと考えます。</p>	「指定種苗の生産等に関する基準（令和3年4月1日農林水産省告示第472号）」を満たすものを「優良」な種苗として位置付けており、記載は原案のままとします。
23	「山口県種苗に関する条例（仮称）」は、廃止された「主要農作物種子法」と同等の対応が可能な条例、と認識しております。「条例（仮称）」の条文精査、必要であれば条文改正を御願いします。	「主要農作物種子法」で定められていた米、麦、大豆の種子生産に必要な内容については、条例に規定しており、今後も適切に対応してまいります。
24	「山口県種苗に関する条例（仮称）」とそれに関わる施策で、県内農業の活性化を実施願います。	本条例により、優良な種苗の安定供給等に努めるとともに、関連する施策と併せて、県内農業の活性化に取り組んでまいります。
25	特許出願 特許の登録は、栽培方法、栽培手段、栽培システムなどについては、出願し権利とすることも可能であろう。但し、新規性、進歩性が必要であり、出願には明細書の取りまとめのための適切な能力を有する代理人の選定、その後の手続きなど、多大の手間と資金が必要となる。県はどの範囲で資金、手間の援助を行うのか。	いただいたご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。 なお、従来からの出願例については、特許庁ホームページで閲覧が可能です。
26	特許も国際出願が可能だが、権利取得には各国で手続きを進める必要があり、これも、膨大な手間と資金が必要となる。同じように県の関与をどうするのか、具体的に明示すべきであろう。 *従来からの出願例があれば、縦覧できればいい。	
27	商標登録 種苗の名称を商標登録出願しておくことも大切である。種苗の名称は種苗の登録期間が経過すれば、通常その種の種苗、その果実(成果物としての野菜などを含む)の普通名称となるとされるが、商標登録しておけば、原則として、登録を永久に更新できるので、普通名称化したか否かの議論を呼ぶことができる。(ぶどうの「巨峰」に例がある) *県内の農産品に限らず、産品のネー	種苗法等関連する法律に基づき、適切に対応してまいります。

	ミングに関する意識が薄いと感じる。安いネーミングで、他人の権利を侵害しているものも見受けられる。中小業者ゆえ、仕方ないでは済まされない場合もあり、県の知財部門において、指導すべきではないか。	
28	<p>GIの登録</p> <p>県内でGIの登録がなされている产品もあるようだ。ただ、GIの趣旨にかなうものとは言い難い気がする。ごぼう、やまといも、酒などがあるようだが、当該地域で知られ、他人のものと区別して、将来にわたり保護し、継続できるかどうか疑問である。手間と資金は相当かかったようと思うが、保護の実利性はあるのか、侵害への対処は、産地偽装で十分可能なように思う。GIは国内というより、外国との取引で優位となるもの、との認識ではないか。愛知の八丁味噌の問題も生じており、登録官庁が農水、国税と別れ、審査にも不得手であり、ばらつきがあると言われる。</p> <p>※GI(地理的表示保護制度)：地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因の中で育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する产品的名称を、地域の知的財産として保護する制度</p>	いただいたご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
29	<p>景表法、JAS</p> <p>景表法は消費者庁の管轄となったが、原産地表記については、不正競争防止法と共に、有力な規制手段と言える。県内の知られた産地であれば、他の産地との誤認を生じる表示の产品を、行政としては消費者庁への申し立て、不正競争防止法による告発も可能と言える。熊本のシジミ、北九州のごぼう、の産地偽装など、実効性のある対処が可能であり、規制当局(品質表示基準は農水省)の動きを啓発することを実践すべきである。</p>	いただいたご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
30	<p>県内の事業者による法対応は、農產品、水產品共に、中小業者であろうから、県による関与が大切である。高度な知識も必要であり、優位な知見のある代理人の選定も重要である。手間も、知識も、資金も必要であり、その余裕はないのではないか。県の機関によるものであれば、積極的に行っていくべきだ。</p>	いただいたご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。

31	知財による技術の保護は、多くが企業にかかっている。自社の技術の保全は、当然に自社でなされるべきであり、それが、新たな開発の意欲を生む。利益もそれについてくるゆえである。中小の零細事業者による県内産品の技術の保護には、手間、資金と知見などの問題を有し、県の関与が求められる。	いただいたご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
32	16案件全ての資料未確認ですが、各件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考えます。県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願い致します。(案作成時に実施済とは思いますが一応。)	農産物の生産、流通などに関し専門性を有する学識経験者、生産者団体、流通関係団体、消費者団体、行政関係者で構成する条例制定検討会を通じ、直接お聞きしたご意見を最終案に反映させていただきます。

【パブリック・コメントの実施方法等に関するもの】20件

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
33	<p>年末年始も含めた上で、且つ意見募集期間が重なる意見募集計16案件(令和4年12月28日時点)、資料数十ページにもなる案件も含む中で全案件通常と同様の1ヶ月の期間設定は意見募集の体を成していない、と感じます。期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求めます。(県のパブリック・コメントに関する条例では募集期間は1ヶ月固定絶対、1回限定とはしていないと記憶しております。)</p> <p>前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願います。「条例等に則って」と言う場合は、「条例等」が「1ヶ月固定絶対、1回限定」としているかどうか明示願います。)</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しています。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>
34	当件についてこの時期(年末年始を含む時期)に意見募集期間を設定した理由を明示願います。	
35	前述、当案件当時期パブリック・コメント/意見募集実施理由への御返答が県行政の処理/スケジュールの関係」の場合、「この時期の意見募集設定・案件集中」は必須と言う事となります。パブリック・コメント(民意見募集)を適切に実施する為の恒久的対策の実施(意見募集期間に年末年始を含む場合・案件集中する場合は期間延長必須、等)を御願い	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しています。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しています。</p>

	<p>致します。</p> <p>前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願います。</p>	
36	<p>「年末年始含む期間にパブリック・コメント/意見募集案件集中」に関する前述(期間の年末年始回避、案件集中回避)の様な意見を、過去数年、複数回/複数案件、意見募集期間に年末年始を含んでいた各パブリック・コメント/県民意見募集に送付したと記憶しております。</p> <p>パブリック・コメント/県民意見募集について、県行政として「年末年始含む期間の回避」について何らかの対応(県行政としての検討、県内各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願います。</p>	
37	同様に、「募集期間に年末年始含む場合」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願います。	
38	同様に、「案件集中の回避」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願います。	
39	同様に、「募集時期集中時の期間延長」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願います。	
40	前述各対応が無かった場合は、「(過去のパブリック・コメント/意見募集で指摘があったにもかかわらず)なぜ県として対応をしなかったのか」、関係各部署に御確認の上で対応非実施の理由を明示願います。	
41	前述対応があった場合、なぜ今回の当パブリック・コメント/県民意見募集で適切な対応(集中回避・集中時期間延長等)が取られていないのか明示願います。	
42	前述御返答内容に関わらず、期限通常通り1ヶ月での意見募集16案件集中では意見提示困難です。改めて期間延長を求めます。	

43	<p>県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶しております。「県民=主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願います。（「県の条例に則って（期間1ヶ月で）実施している」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例がありますので返答に値しないと考えます。）</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しています。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>
44	<p>前述回答を「県の条例に則って（期間1ヶ月で）実施している」というのであれば、県条例に不備ありますので、条例の改正を管轄部署又は県知事に申請願います。</p>	
45	<p>前述対応しないというならばその理由を明示願います。</p>	
46	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います。(記事の場合は把握している範囲内で御願い致します)。</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告（令和4年12月26日の山口新聞）などにより広報に努めました。</p> <p>また、県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p>
47	<p>今回の意見募集期間重複16件では、県民へのweb以外の広報が新聞広告「山口県からのお知らせ（山口県広報）」（新聞下4-5段広告）への掲載案件と未掲載案件（別途小広告記載）に分かれたと認識しております。県民意見募集の広報手段が分かれました理由を明示願います。</p>	<p>限られた予算の中、いかに効果的な広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>
48	<p>各案件について、前述新聞広告で一方の広告を選択した理由を明示願います。</p>	
49	<p>今回の案件を含め、県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集についてや、パブリック・コメント/県民意見募集全般に関する記事が殆どまたは一部しか掲載されていない理由を明示願います。(パブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山</p>	

	口県からのお知らせ」の項目の1つとする方が明らかに県民の目に留まると思われます。「個別の(小さい)広告を新聞に掲載した」と言うのは、「県民により広報の効果のあるであろう所に記事を掲載していない理由」にならないと考えます。)	
50	前述各意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願います。(「意見募集の結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報が十分に実施されたかどうかの『判断』(十分・不十分)を御明示願います。)	
51	パブリック・コメント/県民意見募集の期間が1か月なのに対して、県広報紙発行が2-3か月間隔と言うのは、県の広報手段として不適切な発行期間と感じます。県広報紙発行頻度の見直しを実施願います。	
52	条例案決定時は再度パブリック・コメント(県民意見の募集)の実施、少なくとも県民への広報実施を御願い致します。	本パブリック・コメントは「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しています。 再度実施する予定はありませんが、県ホームページ等の活用により、広報に努めてまいります。

山口県農林水産部 農業振興課 農産班
 担当：森岡 徹文
 TEL：(083) 933-3385
 E-mail : a17300@pref.yamaguchi.lg.jp